

境港市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定により市長が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第1項各号に規定する基準をいう。
- (2) 誘導基準 建築物のエネルギー消費性の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。）をいう。
- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。

(適合証)

第2条の2 第4条第1号又は第4号に掲げる図書をいう。

第2章 認定の手続き

(実施機関の技術的審査)

第3条 法第53条第1項又は法第55条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が、認定基準に適合していることについて、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下これらを「実施機関」という。）の審査（以下「技術的審査」という。）を受けることができる。

(市長が必要と認める図書)

第4条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項の市長が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条に規定する実施機関の技術的審査を受けた場合にあっては、実施機関が発行する認定基準に適合していることを証する書類（法第54条第1項各号のすべての技術的審査を受けたものに限る。）
- (2) 誘導基準Ⅱ第1の1（2）へに規定する日本住宅性能表示基準（平成13年国土

交通省告示第1346号)に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当することの審査を要する場合にあっては、当該措置が講じられていることを証する書類の写し

- (3) 誘導基準Ⅱ第2に規定する市長が認めるものの審査を要する場合にあっては、当該措置が講じられている旨を説明した図書
- (4) 品確法第5条第1項の規定により住宅性能評価書の交付を受けた場合にあっては、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の(い)項に掲げる事項のうち、5-1断熱性能等級にあっては等級5、等級6又は等級7、5-2一次エネルギー消費量等級にあっては等級6と表示された同法第6条第1項の規定による設計住宅性能評価書の写し
(市長が不要と認める図書)

第5条 省令第41条第3項の市長が不要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる図書を添付した場合にあっては、省令第41条第1項の表に掲げる図書のうち各種詳細図、各種計算書、認定基準に適合することの確認に必要な書類及び(ろ)項に掲げる図書
- (2) 前条第2号に掲げる当該措置が講じられていることを証する書類の写しを添付した場合にあっては、当該書類において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、法第54条第1項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、認定基準に適合しない旨の理由を記した不認定通知書(様式第1号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、変更認定(法第55条に規定するものをいう。)しない旨の通知について準用する。

第3章 その他 (報告の徴収)

第7条 法第54条第1項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、申請に係る建築物の建築等の工事を完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式第2号)により、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。
(改善命令)

第8条 法第57条の改善命令をするときは、認定建築主に対し、改善に必要な措置を記入した改善命令書を交付することにより行うこととする。
(認定の取消し)

第9条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画を受けて新築等を取りやめると

きは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（様式第3号）により市長に申し出しなければならない。

- 2 前項又は法第58条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式第4号）により行うこととする。

附 則

この要綱は、平成24年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に第3条に規定する技術的審査を登録建築物調査機関で受け、所管行政庁への認定申請が施行の日以後となるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

